

## 富山県私立学校等の設置認可申請手続取扱要領

### (趣旨)

第1条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「規則」という。)第7条の9の規定に定める知事所轄の私立学校、私立専修学校又は私立各種学校(以下「私立学校等」という。)の設置認可申請手続その他の細則については、この要領による。

### (設置計画)

第2条 私立学校等の設置認可等を受けようとする者は、私立学校等設置計画書を知事が定める書類とともに私立学校等を開設しようとする年度(以下「開設年度」という。)の前々年度の12月25日までに知事に提出するものとする。ただし、従来設置していた私立学校等を廃止し、その教員組織、施設、設備等を基に他の私立学校等を設置しようとする場合は提出を要しない。

2 知事は、前項の私立学校等設置計画書の提出があったときは、私立学校等の設置認可等を受けようとする者に、その計画が適当であるかどうかにつき通知するものとする。

3 前項の通知を行う場合において、知事は、あらかじめ富山県私立学校審議会に報告し、その意見を求めるものとする。

### (私立幼稚園の特例)

第3条 知事は、私立幼稚園の設置認可に係る前条第1項の私立学校等設置計画書の提出があったときには、設置予定地が当該市町村の国公私立の幼稚園拡充整備計画並びに隣接の国公私立の幼稚園及び保育所の位置からみて適切かどうか等について、必要に応じ当該市町村の意見を求めるものとする。

2 前項の場合において、知事は、必要に応じ隣接幼稚園の意見を求めるものとする。

3 前2項の規定は、私立幼稚園の収容定員の増に係る学則の変更認可申請手続きについて準用する。

### (設置認可の申請)

第4条 私立学校等の設置認可等を受けようとする者は、開設年度の前年度の10月31日までに、規則第3条に定める私立学校等設置認可申請書を知事の定める書類とともに知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の私立学校等設置認可申請書の提出があったときは、富山県私立学校審議会の意見を聴いたうえで、開設年度の前年度の3月31日までに私立学校等の設置を認可するかどうか決定をし、その旨を速やかに通知するものとする。

### (学校法人の寄付行為認可等の申請)

第5条 前条の規定は、私立学校等の設置に伴い学校法人の寄附行為の認可、寄附行為の変更の認可又は組織変更の認可を受けようとする場合に準用する。

### (様式等)

第6条 この取り扱い要領に定める私立学校等設置計画書、申請書その他の書類の様式は、知事が別に定める。

### (附則)

この要領は、平成6年10月1日から施行する。

(参考)

学校設置認可手続きのスケジュール表

